

第 6431 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 1日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 青色申告の承認を取り消された場合の欠損金

Q : 子会社の休眠中、申告をしていなかったら青色申告の承認が取り消されてしまいました。この場合、これまでの欠損金は事業再開時に損金算入できるのでしょうか？

A : できないこととなります。

【解説】

法人税では、青色申告の承認を受けた法人に次の事実が生じた場合には、税務署長はそれぞれに定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができることとなっています。

- ① 帳簿書類を提示しない場合
その提示されなかった事業年度のうち最も古い事業年度
- ② 税務署長の指示に従わない場合
その事業年度
- ③ 隠ぺい、仮想等の場合
その事業年度
- ④ 2事業年度連続して期限内に申告書の提出がない場合
その2事業年度目の事業年度

そして、青色欠損金は9年間(注)の繰越が認められていますが、この欠損金を損金に算入するためには欠損事業年度から欠損金の控除適用を受ける事業年度まで連続して申告書を提出しなければならないとされています。したがって、青色申告の承認が取り消された場合は、これまでの欠損金を損金に算入することは認められません。

(注)平成30年4月1日以後に開始する各事業年度において生じた欠損金額は10年です。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

